

「特定非営利活動促進法施行条例等施行規則」及び  
「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる  
特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施  
行規則」の一部改正について

募集期間：令和7年2月27日（木）～令和7年3月28日（金）

## 1 改正の趣旨

特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）の手続のデジタル化等のため、「特定非営利活動促進法施行条例施行規則」及び「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則」に関し、一部改正を行います。

## 2 改正の概要

### (1) 特定非営利活動促進法施行条例施行規則

- ア 縦覧の日時変更の案内方法について、「ウェブサイトへの掲載」を追加します。
- イ NPO法人が横浜市へ行う提出・届出や横浜市が行う情報公開等について、オンラインで行う場合は、「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」の例による旨を新たに規定します。
- ウ 磁気ディスク等、特定の記録媒体の使用を定める規定から、他の記録媒体やクラウドサービス等の利用の許容を明確にするため「電磁的記録媒体」という表現へ変更します。
- エ NPO法人が電磁的記録による情報公開を行う場合の方法として、「インターネットを利用する方法」を追加します。

### (2) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則

- ア 縦覧の日時変更の案内方法について、「ウェブサイトへの掲載」を追加します。
- イ 指定NPO法人が行う情報公開等について、電磁的記録により行う場合の方法を規定します。

## 3 スケジュール

令和7年5月1日 改正・施行予定